

第4回家庭的保育の在り方に関する検討会

1 日時 平成21年3月23日（月）10：00～12：00

2 場所 金融庁第904会議室（中央合同庁舎7号館9階）

3 議題 家庭的保育事業の実施基準及びガイドラインについて

4 配付資料

資料 家庭的保育の在り方に関する検討会報告書（案）

（下線斜体部：前回検討会からの修正点）

参考資料1 家庭的保育の在り方に関する検討会報告書（案）【概要】

参考資料2 家庭的保育の在り方に関する検討会報告書（案）

家庭的保育の在り方に関する検討会報告書（案）

平成21年3月 日

家庭的保育の在り方に関する検討会

座長 庄司順一

1. 趣旨

「家庭的保育の在り方に関する検討会」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の私的諮問機関として、「家庭的保育事業」の制度化に向け、「実施基準」や「ガイドライン」の内容に関すること、また、家庭的保育事業の専門的課題等に関する調査審議を行った。

2. 審議内容

「家庭的保育の在り方に関する検討会」では、平成21年1月30日（金）以降、4回の検討会を開催し、次の事項について調査審議を行った。

- 実施基準に盛り込むべき内容
- ガイドラインに盛り込むべき内容
 - 実施基準及びガイドラインの主な検討内容
 - ・家庭的保育事業の実施に関すること
 - ・家庭的保育者の要件等に関すること
 - ・保育内容に関すること
 - ・市町村の体制整備に関すること
 - ・研修に関すること

3. 検討結果

「家庭的保育の在り方に関する検討会」では、次のとおり家庭的保育事業の実施基準及びガイドラインに盛り込むべき内容の検討を行った。

（1）実施基準に盛り込むべき内容（別添1）

市町村が家庭的保育事業を実施するに当たり遵守すべき事項を、実施基準の内容として整理した。

[主な実施基準の内容]

○家庭的保育者の要件

次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修を修了した者。

- ・保育士
- ・保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者

○実施場所等

家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の要件を満たすものとして市町村長が適当と認める場所。

- ・専用の部屋を有すること
- ・保育を行う居室の面積は、9.9m²以上、3人を超えて保育する場合は、3人を超える1人につき3.3m²を加算

○配置基準

家庭的保育者が1人で保育する場合は3人以下、家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下で実施。

○保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針に準拠するとともに、家庭的保育の特性に留意し保育を行う。

○市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、次の業務を実施。

- ・保育内容の支援
- ・巡回指導・相談
- ・代替保育 等

(2) ガイドラインに盛り込むべき内容（別添2）

市町村が家庭的保育事業を実施するに当たり望ましい基準を、ガイドラインの内容として整理した。

[主なガイドラインの内容]

○家庭的保育事業の実施体制

家庭的保育事業は、家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託して実施。

○情報提供

利用を希望する保護者が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保育者の氏名、資格、居宅の状況、保育内容等の家庭的保育に関する情報について、適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じる。

○家庭的保育者

保育士資格を有さず研修により家庭的保育者として認める際は、研修等において適切な評価を行うとともに、家庭的保育者となった後も適切な評価を行う。

○市町村の体制整備

家庭的保育者を支援するため、助言及び指導を行うことができる体制整備を行うとともに、連携保育所の確保に努める。

また、家庭的保育者が病気等の場合、家庭的保育者に代わって、代替保育を行う体制整備を行う。

○研修

保育士資格を有しない者が家庭的保育者となる場合は、研修（認定研修）を実施するとともに、就業前のすべての家庭的保育者に研修（基礎研修）を課すほか、経験に応じた研修（現任研修）、指導者の養成のための研修（指導者研修）を実施する。

4. 今後の課題

今回、家庭的保育の在り方に関する検討会において、実施基準及びガイドラインの内容の検討を行ったところであるが、その審議の過程において、次の問題点が指摘された。

今後、これらの問題点を踏まえて、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

- 1 家庭的保育者の要件については、保育士資格を有しない者についても一定の研修を受講し、市町村長が適当と認めた者は、家庭的保育者とすることとしている。
保育士資格を有しない家庭的保育者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべきである。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべきである。
- 3 実施基準及びガイドラインについては、現在、検討されている「次世代育成支援のための新たな制度体系」の状況により、今後、さらに検討を加えるべきである。

家庭的保育事業の実施基準に盛り込むべき内容（案）

1 目的・理念

家庭的保育事業は、これを利用する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の健全な育成が図られ、その福祉を増進することを目的とし、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して保育を行わなければならない。

2 家庭的保育者の要件

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修を修了した者
 - 一 保育士
 - 二 保育士と同等の知識及び経験を有するものと市町村長が認める者
- (2) 心身ともに健全であること
- (3) 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること
- (4) 乳幼児の保育に専念できること
- (5) 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること
- (6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

3 事業の開始等

(1) 事業開始の届出

市町村は、家庭的保育事業を行おうとするときは、その事業の開始前に、都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- ① 事業開始の予定年月日
- ② 事業の概要
- ③ 家庭的保育事業を行う者の氏名及び住所

(2) 事業の廃止又は休止の届出

市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- ① 事業廃止又は休止しようとする予定年月日
- ② 事業廃止又は休止の理由
- ③ 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
- ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

4 情報提供

市町村は、次に掲げる事項を情報提供しなければならない。

- ① 家庭的保育者の氏名、保育士等の資格及び経験年数に関する事項
- ② 保育を行う居宅等の位置及びその状況に関する事項
- ③ 保育の方針及び内容
- ④ 保育時間に関する事項
- ⑤ 保育料に関する事項
- ⑥ 家庭的保育者に対する支援体制に関する事項
- ⑦ 家庭的保育の利用手続に関する事項

5 事業の実施基準

(1) 実施場所・設備基準

家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所で実施するものとする。

- ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を有すること。
- ② 乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9m²以上であって、採光及び換気の状況が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、当該部屋の面積は、3人を超える児童1人につき3.3m²を加算した面積以上であること。
- ③ 衛生的な調理設備を有すること。
- ④ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ⑤ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、避難訓練を定期的に実施すること。

(2) 配置基準

保育する乳幼児の数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者（市町村が実施する研修を修了したものに限る。）とともに保育する場合には、5人以下であること。

(3) 保育の内容

- ・保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めること。
- ・保育の内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準じることとし、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育が行われること。

(4) 市町村が行う体制整備

市町村は、家庭的保育事業が適正に実施されるよう、保育所その他の関係機関等と連携を図り、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ①【保育の内容への支援】 家庭的保育者が乳幼児の状態に応じた保育を適切に行うことができるよう、保育の内容に関する支援を行うこと。
- ②【巡回指導・相談】 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するとともに、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- ③【研修・交流】 家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修の実施、家庭的保育者間の交流の促進等必要な措置を講じること。
- ④【代替保育】 家庭的保育者の病気、休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって保育が行われるよう必要な体制を整えること。
- ⑤【健康診断】 家庭的保育者が保育を行う乳幼児に対し、健康診断を実施するよう努めること。
- ⑥【集団保育】 家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じ必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験させるよう努めること。
- ⑦【苦情受付】 家庭的保育事業を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- ⑧【他機関との連携】 保育が円滑に行われるよう、保育所、保健所、児童相談所等と密接に連携を図ること。

家庭的保育事業ガイドラインに盛り込むべき内容（案）

1 趣旨

このガイドラインは、家庭的保育事業の実施に当たり、遵守すべき事項を規定する児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び実施基準の他、留意すべき事項を定めるものであること。

なお、家庭的保育事業の実施に当たっては、必要に応じ保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠すること。

2 権利擁護・法令遵守について

(1) 法令遵守

家庭的保育を行う者（家庭的保育者、家庭的保育補助者及び家庭的保育支援者。以下「家庭的保育者等」という。）は、その役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、家庭的保育を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。

(2) 守秘義務

市町村長は、家庭的保育事業に係る実施要綱又は家庭的保育者と取り交わす委託契約書において、家庭的保育事業に携わる者に対する守秘義務を記載すること。

3 家庭的保育事業について

(1) 家庭的保育の実施体制

家庭的保育事業は、児童福祉法第24条の保育の実施義務として市町村が実施するものであり、家庭的保育者又は保育所等（以下「実施保育所」という。）を経営する者に委託するものとすること。

4 情報提供について

(1) 方法

家庭的保育事業を利用するのを希望する保護者等が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保育に関する必要な情報について、インターネットの利用、印刷物の配布、地域子育て支援拠点等での情報提供その他の適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じること。

(2) 事項

情報提供する事項は次によること。

○家庭的保育者等に関する事項

- ・家庭的保育者等の氏名、保育士等の資格及び家庭的保育者等の経験年数に関する事項
- ・保育を行う居宅等の位置（町名まで）及びその状況に関する事項

○家庭的保育の内容等に関する事項

- ・保育実施日及び保育時間に関する事項
- ・保育料に関する事項
- ・保育の方針及び内容
- ・家庭的保育者に対する市町村・連携保育所（施設名及び住所）
- ・家庭的保育支援者（氏名、住所（町名まで）、資格及び家庭的保育者等の経験年数）による支援体制に関する事項
- ・家庭的保育の利用手続に関する事項
- ・家庭的保育者が加入している賠償責任保険に関する事項

5 家庭的保育の実施について

（1）事業の周知

市町村は、家庭的保育事業の周知を図り、家庭的保育事業が安定的に運営できるよう努めること。

（2）対象児童

対象とする年齢は、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に定めること。

また、対象となる乳幼児は、家庭的保育者又は家庭的保育補助者と三親等以内の親族関係ないこと。

（3）定員及び家庭的保育者等の配置

家庭的保育者が1人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。

3人以下の乳幼児を保育する場合であっても、家庭的保育者の他に、家庭的保育補助者や必要に応じて食事時間等に短時間の援助を受けて保育することが望ましいこと。

また、家庭的保育者が保育を実施する場合は、それぞれの年齢、発達を踏まえた保育が行われるよう配慮することが望ましいこと。

（4）実施場所

ア 保育を行う専用居室の基準

保育を行う部屋は、面積9.9m²以上であって、採光及び換気の状況が良好であること。3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき3.3m²を加算すること。

イ 設備

衛生的な調理設備を有すること。

居宅の敷地内に乳幼児の遊戯等に適する広さの庭を有するか、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。

ウ 地域資源の活用

保育の実施に当たっては、保育所園庭、地域子育て支援拠点、公園等の地域資源を積極的に活用し、乳幼児に必要な保育環境を整えること。

(5) 保育時間

保育時間は1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の就労状況その他家庭の状況、家庭的保育者の状況等を考慮して、保育実施日及び保育時間を定めること。

(6) 保育料

保育料は、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して定めること。

(7) 賠償責任保険

市町村は、家庭的保育者が事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、家庭的保育者に賠償責任保険に加入させるか、市町村自らが加入することにより、補償の体制整備を図ること。

6 家庭的保育者等について

(1) 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者

○定義

家庭的保育者として市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者。

○要件

家庭的保育者は、次に掲げる要件に該当する者。

・次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修（以下「基礎研修」という。）[別紙1]を修了した者

一 保育士

二 看護師、幼稚園教諭、その他の者が研修（以下「認定研修」という。）[別紙1]を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者

○留意事項

- ・認定研修により家庭的保育者として認定する際は、研修における試験、レポートの提出、実習施設での評価等適切な方法により評価を行い、認定すること。
- ・家庭的保育者は、現任研修の受講等により、適切に評価を行うこと。
- ・3歳以上児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの児童を除く。）を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

イ 家庭的保育補助者

○定義

家庭的保育補助者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者の下で家庭的保育を行う者。

○要 件

- 家庭的保育補助者は、次に掲げる要件に該当する者。
- ・市町村長が実施する基礎研修を修了したもの。
 - ・心身ともに健全であること。
 - ・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - ・乳幼児の保育に専念できること。
 - ・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

ウ 家庭的保育支援者

○定 義

家庭的保育支援者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対し指導・支援を行う者。

○要 件

- 家庭的保育支援者は、次に掲げる要件に該当する者。
- ・保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者。
 - ・心身ともに健全であること。
 - ・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - ・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

（2）家庭的保育者の認定等

ア 申 請

家庭的保育事業を行おうとする者は、事業を実施する住所地の市町村長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこと。

- ・家庭的保育者等の氏名、住所、年齢、資格及び健康状態
- ・家庭的保育者の居宅で保育を行う場合は、同居する家族等の氏名、年齢、続柄及び健康状態
- ・家庭的保育者が保育を行う居宅等の位置及び平面図
- ・家庭的保育者が保育を行うことができる曜日及び時間

イ 認 定

市町村長は、申請書を受理したときは、当該家庭的保育者等が適当であるかどうかを調査して、認定をし、又はしないことの決定を行わなければならないこと。

ウ 変更の届出

家庭的保育者等は、届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、その内容を市町村長に届け出ること。

エ 認定取消

市町村長は、家庭的保育者等がその要件に該当しなくなったときは、認定を取り消すことができること。

7 保育内容について

(1) 保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。[別紙2]

(2) 保育の計画

家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならないこと。

(3) 記録の整備

家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならぬこと。

また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

(4) 食 事

家庭的保育者は、乳幼児への食事の提供を行うときは、望ましい食習慣の定着を促すとともに、乳幼児の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

なお、家庭的保育者又は家庭的保育補助者が、調理の間に保育を行うことができないときは、必要に応じて短時間の援助を受けることが望ましいこと。

8 市町村が行う体制整備について

(1) 保育の内容への支援

保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を行うこと。

また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設けること。

(2) 巡回指導・相談

家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。

また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うこと。

(3) 連携保育所の確保

家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所の確保に努めること。

連携保育所を確保できない場合は、その他の適切な場所又は市町村自らが家庭的保育者に対する支援体制を図ること。

(4) 研修

家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修を実施する等の必要な体制整備を行うこと。

また、研修の機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めること。

なお、3歳以上児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの幼児を除く。）を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

ア 現任研修

○フォローアップ研修 [別紙1]

主に、経験年数2年未満の家庭的保育者へのフォローアップを目的とした研修。

（経験年数1年未満の者に対しては、少なくとも、2か月に1回程度実施することが望ましい。）

○現任研修 [別紙1]

すべての家庭的保育者を対象に、家庭的保育者の資質の向上を図るために、年に1回（分割して実施可）、必要な知識や技術の習得を目的とした研修。

イ 指導者研修 [別紙1]

一定の保育経験及び基礎研修を受講した保育士が、家庭的保育の指導者となるために必要な知識や技術の修得を目的とした研修。

(5) 代替保育

家庭的保育者が病気、研修参加、休暇等により保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって、連携保育所、家庭的保育支援者、他の家庭的保育者、その他適当な方法により保育が行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

(6) 健康診断

家庭的保育者が保育を行う乳幼児に対し、健康診断を受診する機会を確保するよう努めること。

(7) 集団保育

家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じて集団保育の必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験することができるよう努めること。

(8) 苦情受付

家庭的保育を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、連絡先について周知を図るなどの必要な措置を講じること。

苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当事者以外の者を関与させること。

(9) 他機関との連携

事業の実施に当たっては、乳幼児の心身の状態に応じた家庭的保育を実施するため、必要に応じて児童相談所、保育所、医療機関、保健所等の専門機関と密接に連携をとり、保育が円滑に行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

9 連携保育所等

連携保育所及び実施保育所は、市町村と連携し、以下の支援又は業務を行うよう努めること。

- ・家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。
- ・家庭的保育者が休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ・家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じた集団保育を、必要に応じ、定期的に保育所において保育を体験させること。
- ・家庭的保育者が保育を行う乳幼児について、健康診断を実施すること。
- ・その他、家庭的保育者が家庭的保育事業を行うために必要な支援を行うこと。

10 保護者への対応について

(1) 保護者との連絡

保護者との連携においては、日々の乳幼児の状況を的確に把握するとともに、保護者と家庭的保育者とで日常の乳幼児の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。

(2) 保護者の相談への対応

家庭的保育者の保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。

(3) 虐待等への対応

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに、市町村や関係機関に通報するとともに、連携し適切な対応を図ること。

11 安全対策について

(1) 健康診断

家庭的保育者等の健康診断は1年に1回実施すること。また、調理に携わる家庭的保育者については、概ね月1回検便を実施すること。

(2) 健康管理

家庭的保育者は、常に乳幼児の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ること。

(3) 衛生管理

家庭的保育者は、乳幼児の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な体制整備について適切に対応すること。

(4) 事故やケガの防止と対応

家庭的保育者は、保育中の事故防止のため、乳幼児の心身の状態等を踏まえ、居宅等の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応すること。

(5) 防災・防犯対策

家庭的保育者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、火災警報器及び消火器の設置や避難訓練の実施など防災、防犯等の健康及び安全を確保するため保育環境の整備について適切に対応すること。

(6) 緊急時の対応

保護者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を取るとともに、緊急時の対応マニュアルを作成すること。

保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、乳幼児のかかりつけ医、連携保育所の嘱託医等、必要な体制整備について適切に対応すること。

1 2 運営・管理について

(1) 適正な会計管理

家庭的保育者は、収支の状況を明らかにする帳簿その他の書類を整備しておかなければならぬこと。

1 3 賠償責任保険について

家庭的保育者等は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険等への加入により、補償の体制整備について適切に対応すること。

家庭的保育者研修

[別紙 1]

- 1 基礎研修（すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得）
[家庭的保育者の就業前研修]

科 目 名		区 分	時 間	内 容
導入	家庭的保育の概要	講 義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講 義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講 義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講 義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講 義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実 技	120分	
家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講 義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講 義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理

科 目 名		区 分	時 間	内 容
家庭的保育の実際	安全の確保とリスクマネジメント	講 義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身と家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ~事例を通して考える~
	子ども虐待	講 義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育室で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講 義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び 一日本の優れた人育て法を用いるー
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演 習	30分～60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討議	演 習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方
見学実習		実 習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)

科 目 名	区 分	時 間	内 容
実施自治体の制度 について（任意）	講 義	60分～ 90分	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などのについて

時間合計：21時間十2日以上

2 認定研修（保育の知識・技術等の習得）

科 目 名	時 間
子ども家庭福祉 （「児童福祉・社会福祉」関連）	4 時間
子どもの心身の発達と保育 （「発達心理学」関連）	8 時間
子どもの健康管理 （「精神保健」・「小児保健」関連）	8 時間
子どもの栄養管理 （「小児栄養」関連）	6 時間
子どもの安全と環境 （「小児保健」・「養護原理」関連）	8 時間
子どもの保育 （「保育原理」・「教育原理」関連）	6 時間
保育実習（Ⅰ） （連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習）	48時間
保育実習（Ⅱ） （連携保育所又は認可保育所において実習） [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）の者を除く。]	20日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）

時間合計：88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者（1年未満）

時間合計：88時間+20日

[看護師、幼稚園教諭を除く]

3 フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数2年未満の者]

目的・内容
(目的) ・基礎研修において修得した内容を実践した上での、疑問・悩みの解消 ・関係する行政機関との連携関係の構築 ・家庭的保育者間の連携関係の構築
(内容) 家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修
[例] ・保育内容の相談（異年齢保育等） ・避難経路の確保、避難訓練等の計画 ・記録等の書類の作成方法 ・経理方法等の指導
など

4 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科目名	時間
最近の児童福祉行政	1時間
家庭的保育の運営・管理	2時間
子ども（3歳未満児）の心身の発達と保育	3時間
子ども（3歳未満児）の健康管理	3時間
子ども（3歳未満児）の栄養管理	3時間
子ども（3歳未満児）の安全と環境	3時間
保護者理解と対応	3時間

時間合計：18時間

5 指導者研修

[保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士]

区分	内容
講義	<ul style="list-style-type: none"> ①子ども家庭福祉の動向（施策） ②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向 ③関係機関・施設や地域とのかかわり ④保育ソーシャルワーク（講義・演習） ⑤相談援助技術（講義・演習） ⑥スーパービジョン（目的、方法） ⑦ソーシャルアクション ⑧苦情解決と第三者評価 ⑨家庭的保育の運営・管理 ⑩子どもの心身の発達と保育 ⑪子どもの栄養・健康管理 ⑫子どもの安全と環境 ⑬保護者理解と対応
実習	

家庭的保育の保育内容

[別紙2]

家庭的保育	
形態	家庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育
子どもの保育の特徴	<p>少人数による個別的対応(一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成。 ○一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応。 ○食事、授乳、排泄等生活面の個別対応による子どもの状態的確な把握。 ○子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開。 ○子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。
保育の環境	<p>家庭的で温かな環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもにとって親しみやすく安心感が得られる家庭の雰囲気や室内環境。 ○生活者である家庭的保育者の生活感や暮らしを彩る様々な配慮がある。 <p>子どもの健康と安全を守るための配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○室内外の衛生及び安全管理や危険防止策の必要性(生活空間を保育環境として見直す) <p>地域の環境との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の子育て家庭や住人との親密な関わりがある。 ○地域の関係機関や保育所との連携も可能。
保護者との関わり	<p>少人数による個別的対応(保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。 ○同じ保育者が一日を通して子どもを見る。 ○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能。 ○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。

家庭的保育の在り方に関する検討会報告書(案)【概要】

第4回 家庭的保育の
在り方に関する検討会
平成21年3月23日

参考
資料
1

趣旨

本検討会は、雇用均等・児童家庭局長の私的諮問機関として、「家庭的保育事業」の制度化に向け、「実施基準」や「ガイドライン」の内容に関すること、また、家庭的保育事業の専門的課題等について調査審議を行った。

審議内容

本検討会は、計4回開催し、実施基準及びガイドラインに盛り込むべき内容について調査審議を行った。
(第1回平成21年1月30日、第2回平成21年2月20日、第3回平成21年3月5日、第4回平成21年3月23日)

検討結果

主な実施基準の内容

- ・家庭的保育者の要件(保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であって、市町村長が行う研修を修了した者)
- ・実施場所等(専用の部屋、保育を行う居室は9.9m²以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3m²を加算)
- ・配置基準(家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下)
- ・保育内容(保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意)
- ・市町村の体制整備(他機関との連携、巡回指導・相談、代替保育等)

主なガイドラインの内容

- ・家庭的保育事業の実施体制(家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託)
- ・情報提供(家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知)
- ・家庭的保育者(保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。)
- ・市町村の体制整備(家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備)
- ・研修(保育士資格を有しない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修)



今後の課題

本検討会の審議過程において以下の問題点が指摘され、今後、これらの問題点を踏まえ、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

- ・保育士資格を有しない者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべき。
- ・国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべき。
- ・実施基準及びガイドラインについて、現在検討が行われている「次世代育成支援のための新たな制度体系」の状況により、今後さらに検討を加えるべき。

検討会委員

網野武博(東京家政大学教授)

岡 健(大妻女子大学准教授)

尾木 まり(子どもの領域研究所所長)

鹿島田和宏(墨田区福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長)

椎名英夫(社会福祉法人豊島福祉会理事長)

庄司 順一(青山学院大学教授)

鈴木 道子(特定非営利活動法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)

福川 須美(駒沢女子短期大学教授)

三塚 一秋(大崎市民生部子育て支援課長)

吉田 正幸(有限会社遊育代表)

(五十音順、敬称略)

家庭的保育の在り方に関する検討会報告書（案）

平成21年3月 日

家庭的保育の在り方に関する検討会
座長 庄司順一

1. 趣旨

「家庭的保育の在り方に関する検討会」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の私的諮問機関として、「家庭的保育事業」の制度化に向け、「実施基準」や「ガイドライン」の内容に関すること、また、家庭的保育事業の専門的課題等に関して調査審議を行った。

2. 審議内容

「家庭的保育の在り方に関する検討会」では、平成21年1月30日（金）以降、4回の検討会を開催し、次の事項について調査審議を行った。

- 実施基準に盛り込むべき内容
- ガイドラインに盛り込むべき内容
 - 実施基準及びガイドラインの主な検討内容
 - ・家庭的保育事業の実施に関すること
 - ・家庭的保育者の要件等に関すること
 - ・保育内容に関すること
 - ・市町村の体制整備に関すること
 - ・研修に関すること

3. 検討結果

「家庭的保育の在り方に関する検討会」では、次のとおり家庭的保育事業の実施基準及びガイドラインに盛り込むべき内容の検討を行った。

（1）実施基準に盛り込むべき内容（別添1）

市町村が家庭的保育事業を実施するに当たり遵守すべき事項を、実施基準の内容として整理した。

[主な実施基準の内容]

○家庭的保育者の要件

次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修を修了した者。

- ・保育士
- ・保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者

○実施場所等

家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の要件を満たすものとして市町村長が適当と認める場所。

- ・専用の部屋を有すること
- ・保育を行う居室の面積は、9. 9 m²以上、3人を超えて保育する場合は、3人を超える1人につき3. 3 m²を加算

○配置基準

家庭的保育者が1人で保育する場合は3人以下、家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下で実施。

○保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針に準拠するとともに、家庭的保育の特性に留意し保育を行う。

○市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、次の業務を実施。

- ・保育内容の支援
- ・巡回指導・相談
- ・代替保育 等

(2) ガイドラインに盛り込むべき内容（別添2）

市町村が家庭的保育事業を実施するに当たり望ましい基準を、ガイドラインの内容として整理した。

[主なガイドラインの内容]

○家庭的保育事業の実施体制

家庭的保育事業は、家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託して実施。

○情報提供

利用を希望する保護者が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保育者の氏名、資格、居宅の状況、保育内容等の家庭的保育に関する情報について、適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じる。

○家庭的保育者

保育士資格を有さず研修により家庭的保育者として認める際は、研修等において適切な評価を行うとともに、家庭的保育者となった後も適切な評価を行う。

○市町村の体制整備

家庭的保育者を支援するため、助言及び指導を行うことができる体制整備を行うとともに、連携保育所の確保に努める。

また、家庭的保育者が病気等の場合、家庭的保育者に代わって、代替保育を行う体制整備を行う。

○研修

保育士資格を有しない者が家庭的保育者となる場合は、研修（認定研修）を実施するとともに、就業前のすべての家庭的保育者に研修（基礎研修）を課すほか、経験に応じた研修（現任研修）、指導者の養成のための研修（指導者研修）を実施する。

4. 今後の課題

今回、家庭的保育の在り方に関する検討会において、実施基準及びガイドラインの内容の検討を行ったところであるが、その審議の過程において、次の問題点が指摘された。

今後、これらの問題点を踏まえて、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

- 1 家庭的保育者の要件については、保育士資格を有しない者についても一定の研修を受講し、市町村長が適当と認めた者は、家庭的保育者とすることとしている。
保育士資格を有しない家庭的保育者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべきである。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべきである。
- 3 実施基準及びガイドラインについては、現在、検討されている「次世代育成支援のための新たな制度体系」の状況により、今後、さらに検討を加えるべきである。

家庭的保育事業の実施基準に盛り込むべき内容（案）

1 目的・理念

家庭的保育事業は、これを利用する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の健全な育成が図られ、その福祉を増進することを目的とし、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して保育を行われなければならない。

2 家庭的保育者の要件

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修を修了した者
 - 一 保育士
 - 二 保育士と同等の知識及び経験を有するものと市町村長が認める者
- (2) 心身ともに健全であること
- (3) 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること
- (4) 乳幼児の保育に専念できること
- (5) 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

3 事業の開始等

(1) 事業開始の届出

市町村は、家庭的保育事業を行おうとするときは、その事業の開始前に、都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- ① 事業開始の予定年月日
- ② 事業の概要
- ③ 家庭的保育事業を行う者の氏名及び住所

(2) 事業の廃止又は休止の届出

市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- ① 事業廃止又は休止しようとする予定年月日
- ② 事業廃止又は休止の理由
- ③ 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
- ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

4 情報提供

市町村は、次に掲げる事項を情報提供しなければならない。

- ① 家庭的保育者の氏名、保育士等の資格及び経験年数に関する事項
- ② 保育を行う居宅等の位置及びその状況に関する事項
- ③ 保育の方針及び内容
- ④ 保育時間に関する事項
- ⑤ 保育料に関する事項
- ⑥ 家庭的保育者に対する支援体制に関する事項
- ⑦ 家庭的保育の利用手続に関する事項

5 事業の実施基準

(1) 実施場所・設備基準

家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所で実施するものとする。

- ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を有すること。
- ② 乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9m²以上であって、採光及び換気の状況が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、当該部屋の面積は、3人を超える児童1人につき3.3m²を加算した面積以上であること。
- ③ 衛生的な調理設備を有すること。
- ④ 事業実施場所の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ⑤ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、避難訓練を定期的に実施すること。

(2) 配置基準

保育する乳幼児の数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者（市町村が実施する研修を修了したものに限る。）とともに保育する場合には、5人以下であること。

(3) 保育の内容

- ・保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めること。
- ・保育の内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準じることとし、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育が行われること。

(4) 市町村が行う体制整備

市町村は、家庭的保育事業が適正に実施されるよう、保育所その他の関係機関等と連携を図り、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ①【保育の内容への支援】 家庭的保育者が乳幼児の状態に応じた保育を適切に行うことができるよう、保育の内容に関する支援を行うこと。
- ②【巡回指導・相談】 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するとともに、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- ③【研修・交流】 家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修の実施、家庭的保育者間の交流の促進等必要な措置を講じること。
- ④【代替保育】 家庭的保育者の病気、休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって保育が行われるよう必要な体制を整えること。
- ⑤【健康診断】 家庭的保育者が保育を行う乳幼児に対し、健康診断を実施するよう努めること。
- ⑥【集団保育】 家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じ必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験させるよう努めること。
- ⑦【苦情受付】 家庭的保育事業を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- ⑧【他機関との連携】 保育が円滑に行われるよう、保育所、保健所、児童相談所等と密接に連携を図ること。

家庭的保育事業ガイドラインに盛り込むべき内容（案）

1 趣 旨

このガイドラインは、家庭的保育事業の実施に当たり、遵守すべき事項を規定する児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び実施基準の他、留意すべき事項を定めるものであること。

なお、家庭的保育事業の実施に当たっては、必要に応じ保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠すること。

2 権利擁護・法令遵守について

(1) 法令遵守

家庭的保育を行う者（家庭的保育者、家庭的保育補助者及び家庭的保育支援者。以下「家庭的保育者等」という。）は、その役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、家庭的保育を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。

(2) 守秘義務

市町村長は、家庭的保育事業に係る実施要綱又は家庭的保育者と取り交わす委託契約書において、家庭的保育事業に携わる者に対する守秘義務を記載すること。

3 家庭的保育事業について

(1) 家庭的保育の実施体制

家庭的保育事業は、児童福祉法第24条の保育の実施義務として市町村が実施するものであり、家庭的保育者又は保育所等（以下「実施保育所」という。）を経営する者に委託するものとすること。

4 情報提供について

(1) 方 法

家庭的保育事業を利用することを希望する保護者等が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保育に関する必要な情報について、インターネットの利用、印刷物の配布、地域子育て支援拠点等での情報提供その他の適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じること。

(2) 事 項

情報提供する事項は次によること。

○家庭的保育者等に関する事項

- ・家庭的保育者等の氏名、保育士等の資格及び家庭的保育者等の経験年数に関する事項
- ・保育を行う居宅等の位置（町名まで）及びその状況に関する事項

○家庭的保育の内容等に関する事項

- ・保育実施日及び保育時間に関する事項
- ・保育料に関する事項
- ・保育の方針及び内容
- ・家庭的保育者に対する市町村・連携保育所（施設名及び住所）
- ・家庭的保育支援者（氏名、住所（町名まで）、資格及び家庭的保育者等の経験年数）による支援体制に関する事項
- ・家庭的保育の利用手続に関する事項
- ・家庭的保育者が加入している賠償責任保険に関する事項

5 家庭的保育の実施について

（1）事業の周知

市町村は、家庭的保育事業の周知を図り、家庭的保育事業が安定的に運営できるよう努めること。

（2）対象児童

対象とする年齢は、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に定めること。

また、対象となる乳幼児は、家庭的保育者又は家庭的保育補助者と三親等以内の親族関係ないこと。

（3）定員及び家庭的保育者等の配置

家庭的保育者が1人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。

3人以下の乳幼児を保育する場合であっても、家庭的保育者の他に、家庭的保育補助者や必要に応じて食事時間等に短時間の援助を受けて保育することが望ましいこと。

また、家庭的保育者が保育を実施する場合は、それぞれの年齢、発達を踏まえた保育が行われるよう配慮することが望ましいこと。

（4）実施場所

ア 保育を行う専用居室の基準

保育を行う部屋は、面積9.9m²以上であって、採光及び換気の状況が良好であること。3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき3.3m²を加算すること。

イ 設備

衛生的な調理設備を有すること。

居宅の敷地内に乳幼児の遊戯等に適する広さの庭を有するか、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。

ウ 地域資源の活用

保育の実施に当たっては、保育所園庭、地域子育て支援拠点、公園等の地域資源を積極的に活用し、乳幼児に必要な保育環境を整えること。

(5) 保育時間

保育時間は1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の就労状況その他家庭の状況、家庭的保育者の状況等を考慮して、保育実施日及び保育時間を定めること。

(6) 保育料

保育料は、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して定めること。

(7) 賠償責任保険

市町村は、家庭的保育者が事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、家庭的保育者に賠償責任保険に加入させるか、市町村自らが加入することにより、補償の体制整備を図ること。

6 家庭的保育者等について

(1) 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者

○定 義

家庭的保育者として市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者。

○要 件

家庭的保育者は、次に掲げる要件に該当する者。

・次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修（以下「基礎研修」という。）[別紙1]を修了した者

一 保育士

二 看護師、幼稚園教諭、その他の者が研修（以下「認定研修」という。）[別紙1]を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者

○留意事項

- ・認定研修により家庭的保育者として認定する際は、研修における試験、レポートの提出、実習施設での評価等適切な方法により評価を行い、認定すること。
- ・家庭的保育者は、現任研修の受講等により、適切に評価を行うこと。
- ・3歳以上児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの幼児を除く。）を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

イ 家庭的保育補助者

○定 義

家庭的保育補助者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者の下で家庭的保育を行う者。

○要 件

- 家庭的保育補助者は、次に掲げる要件に該当する者。
- ・市町村長が実施する基礎研修を修了したもの。
 - ・心身ともに健全であること。
 - ・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - ・乳幼児の保育に専念できること。
 - ・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

ウ 家庭的保育支援者

○定 義

家庭的保育支援者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対し指導・支援を行う者。

○要 件

- 家庭的保育支援者は、次に掲げる要件に該当する者。
- ・保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者。
 - ・心身ともに健全であること。
 - ・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - ・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - ・児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

(2) 家庭的保育者の認定等

ア 申 請

- 家庭的保育事業を行おうとする者は、事業を実施する住所地の市町村長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこと。
- ・家庭的保育者等の氏名、住所、年齢、資格及び健康状態
 - ・家庭的保育者の居宅で保育を行う場合は、同居する家族等の氏名、年齢、続柄及び健康状態
 - ・家庭的保育者が保育を行う居宅等の位置及び平面図
 - ・家庭的保育者が保育を行うことができる曜日及び時間

イ 認 定

市町村長は、申請書を受理したときは、当該家庭的保育者等が適当であるかどうかを調査して、認定をし、又はしないことの決定を行わなければならないこと。

ウ 変更の届出

家庭的保育者等は、届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、その内容を市町村長に届け出ること。

エ 認定取消

市町村長は、家庭的保育者等がその要件に該当しなくなったときは、認定を取り消すことができること。

7 保育内容について

(1) 保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。[別紙2]

(2) 保育の計画

家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならないこと。

(3) 記録の整備

家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならぬこと。

また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

(4) 食 事

家庭的保育者は、乳幼児への食事の提供を行うときは、望ましい食習慣の定着を促すとともに、乳幼児の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

なお、家庭的保育者又は家庭的保育補助者が、調理の間に保育を行うことができないときは、必要に応じて短時間の援助を受けることが望ましいこと。

8 市町村が行う体制整備について

(1) 保育の内容への支援

保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を行うこと。

また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設けること。

(2) 巡回指導・相談

家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。

また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うこと。

(3) 連携保育所の確保

家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所の確保に努めること。

連携保育所を確保できない場合は、その他の適切な場所又は市町村自らが家庭的保育者に対する支援体制を図ること。

(4) 研修

家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修を実施する等の必要な体制整備を行うこと。

また、研修の機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めること。

なお、3歳以上児（年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの幼児を除く。）を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

ア 現任研修

○フォローアップ研修 [別紙1]

主に、経験年数2年未満の家庭的保育者へのフォローアップを目的とした研修。

（経験年数1年未満の者に対しては、少なくとも、2か月に1回程度実施することが望ましい。）

○現任研修 [別紙1]

すべての家庭的保育者を対象に、家庭的保育者の資質の向上を図るために、年に1回（分割して実施可）、必要な知識や技術の習得を目的とした研修。

イ 指導者研修 [別紙1]

一定の保育経験及び基礎研修を受講した保育士が、家庭的保育の指導者となるために必要な知識や技術の修得を目的とした研修。

(5) 代替保育

家庭的保育者が病気、研修参加、休暇等により保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって、連携保育所、家庭的保育支援者、他の家庭的保育者、その他適当な方法により保育が行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

(6) 健康診断

家庭的保育者が保育を行う乳幼児に対し、健康診断を受診する機会を確保するよう努めること。

(7) 集団保育

家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じて集団保育の必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験することができるよう努めること。

(8) 苦情受付

家庭的保育を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、連絡先について周知を図るなどの必要な措置を講じること。

苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当事者以外の者を関与させること。

(9) 他機関との連携

事業の実施に当たっては、乳幼児の心身の状態に応じた家庭的保育を実施するため、必要に応じて児童相談所、保育所、医療機関、保健所等の専門機関と密接に連携をとり、保育が円滑に行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

9 連携保育所等

連携保育所及び実施保育所は、市町村と連携し、以下の支援又は業務を行うよう努めること。

- ・家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。
- ・家庭的保育者が休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ・家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じた集団保育を、必要に応じ、定期的に保育所において保育を体験させること。
- ・家庭的保育者が保育を行う乳幼児について、健康診断を実施すること。
- ・その他、家庭的保育者が家庭的保育事業を行うために必要な支援を行うこと。

10 保護者への対応について

(1) 保護者との連絡

保護者との連携においては、日々の乳幼児の状況を的確に把握するとともに、保護者と家庭的保育者とで日常の乳幼児の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。

(2) 保護者の相談への対応

家庭的保育者の保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。

(3) 虐待等への対応

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに、市町村や関係機関に通報するとともに、連携し適切な対応を図ること。

11 安全対策について

(1) 健康診断

家庭的保育者等の健康診断は1年に1回実施すること。また、調理に携わる家庭的保育者については、概ね月1回検便を実施すること。

(2) 健康管理

家庭的保育者は、常に乳幼児の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ること。

(3) 衛生管理

家庭的保育者は、乳幼児の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な体制整備について適切に対応すること。

(4) 事故やケガの防止と対応

家庭的保育者は、保育中の事故防止のため、乳幼児の心身の状態等を踏まえ、居宅等の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応すること。

(5) 防災・防犯対策

家庭的保育者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、火災警報器及び消火器の設置や避難訓練の実施など防災、防犯等の健康及び安全を確保するため保育環境の整備について適切に対応すること。

(6) 緊急時の対応

保護者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を取るとともに、緊急時の対応マニュアルを作成すること。

保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、乳幼児のかかりつけ医、連携保育所の嘱託医等、必要な体制整備について適切に対応すること。

1 2 運営・管理について

(1) 適正な会計管理

家庭的保育者は、収支の状況を明らかにする帳簿その他の書類を整備しておかなければならぬこと。

1 3 賠償責任保険について

家庭的保育者等は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険等への加入により、補償の体制整備について適切に対応すること。

家庭的保育者研修

[別紙 1]

1 基礎研修（すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得） [家庭的保育者の就業前研修]

科 目 名		区 分	時 間	内 容
導入	家庭的保育の概要	講 義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講 義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講 義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講 義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講 義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実 技	120分	
家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講 義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講 義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理

科 目 名	区 分	時 間	内 容
家庭的保育の実際	安全の確保とリスクマネジメント	講 義 60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習 90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身と家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習 90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ~事例を通して考える~
	子ども虐待	講 義 60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育室で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講 義 90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び ー日本の優れた人育て法を用いるー
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演 習 30分～60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討議	演 習 90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方
見学実習		実 習 2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)

科 目 名	区 分	時 間	内 容
実施自治体の制度 について（任意）	講 義	60分～ 90分	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などのついて

時間合計：21時間+2日以上

2 認定研修（保育の知識・技術等の習得）

科 目 名	時 間
子ども家庭福祉 (「児童福祉・社会福祉」関連)	4 時間
子どもの心身の発達と保育 (「発達心理学」関連)	8 時間
子どもの健康管理 (「精神保健」・「小児保健」関連)	8 時間
子どもの栄養管理 (「小児栄養」関連)	6 時間
子どもの安全と環境 (「小児保健」・「養護原理」関連)	8 時間
子どもの保育 (「保育原理」・「教育原理」関連)	6 時間
保育実習（Ⅰ） (連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習)	48時間
保育実習（Ⅱ） (連携保育所又は認可保育所において実習) [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）の者を除く。]	20日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）

時間合計：88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者（1年未満）

[看護師、幼稚園教諭を除く]

時間合計：88時間+20日

3 フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数 2 年未満の者]

目的・内 容
(目的) ・基礎研修において修得した内容を実践した上での、疑問・悩みの解消 ・関係する行政機関との連携関係の構築 ・家庭的保育者間の連携関係の構築
(内容) 家庭的保育者からの相談・質問を中心とした研修
[例] ・保育内容の相談（異年齢保育等） ・避難経路の確保、避難訓練等の計画 ・記録等の書類の作成方法 ・経理方法等の指導 など

4 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科 目 名	時 間
最近の児童福祉行政	1 時間
家庭的保育の運営・管理	2 時間
子ども（3歳未満児）の心身の発達と保育	3 時間
子ども（3歳未満児）の健康管理	3 時間
子ども（3歳未満児）の栄養管理	3 時間
子ども（3歳未満児）の安全と環境	3 時間
保護者理解と対応	3 時間

時間合計：18 時間

5 指導者研修

[保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士]

区分	内容
講 義	<ul style="list-style-type: none">①子ども家庭福祉の動向（施策）②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向③関係機関・施設や地域とのかかわり④保育ソーシャルワーク（講義・演習）⑤相談援助技術（講義・演習）⑥スーパービジョン（目的、方法）⑦ソーシャルアクション⑧苦情解決と第三者評価⑨家庭的保育の運営・管理⑩子どもの心身の発達と保育⑪子どもの栄養・健康管理⑫子どもの安全と環境⑬保護者理解と対応
実 習	

家庭的保育の保育内容

[別紙2]

家庭的保育	
形態	家庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育
子どもの保育の特徴	<p>少人数による個別的対応(一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成。 ○一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応。 ○食事、授乳、排泄等生活面の個別対応による子どもの状態の的確な把握。 ○子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開。 ○子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。
保育の環境	<p>家庭的で温かな環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもにとって親しみやすく安心感が得られる家庭の雰囲気や室内環境。 ○生活者である家庭的保育者の生活感や暮らしを彩る様々な配慮がある。 <p>子どもの健康と安全を守るための配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○室内外の衛生及び安全管理や危険防止策の必要性(生活空間を保育環境として見直す) <p>地域の環境との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の子育て家庭や住人との親密な関わりがある。 ○地域の関係機関や保育所との連携も可能。
保護者との関わり	<p>少人数による個別的対応(保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。 ○同じ保育者が一日を通して子どもをみる。 ○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能。 ○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。